

2	0	1	6	年	に	発	生	し	た	相	模	原	障	害	者	施	設	殺	
傷	事	件	は	、	外	部	侵	入	者	の	犯	行	に	よ	り	1	9	名	と
い	う	尊	い	命	が	失	わ	れ	た	悲	し	い	事	件	と	し	て	知	ら
れ	て	い	る	。	今	回	は	、	こ	の	事	件	を	も	と	に	、	ケ	ア
ハ	ウ	ス	プ	ラ	ス	し	こ	う	え	ん	(以	下	し	こ	う	え	ん	と
い	う)	の	防	犯	体	制	を	見	直	す	こ	と	に	し	た	。		
ケ	ア	ハ	ウ	ス	は	、	基	本	自	立	さ	れ	て	い	る	方	が	ご	
利	用	さ	れ	る	施	設	で	あ	り	、	し	こ	う	え	ん	の	入	居	者
も	自	立	者	が	多	い	こ	と	か	ら	、	定	め	ら	れ	た	時	間	内
は	施	設	へ	の	出	入	り	が	自	由	と	な	っ	て	い	る	。	日	中
は	複	数	の	職	員	が	勤	務	し	、	誰	か	が	事	務	所	に	居	る
た	め	、	来	訪	者	の	出	入	り	が	確	認	で	き	る	体	制	で	あ
る	が	、	夜	間	は	宿	直	員	一	人	に	よ	る	館	内	の	巡	回	、
各	所	で	の	軽	微	な	作	業	等	を	行	っ	て	い	る	こ	と	か	ら
事	務	所	を	空	け	る	も	こ	と	も	あ	り	、	来	訪	者	に	気	づ
か	な	い	と	い	う	危	険	リ	ス	ク	が	存	在	す	る	。			
そ	こ	で	、	防	犯	に	関	す	る	事	故	防	止	学	会	を	立	ち	
上	げ	、	対	策	を	検	討	す	る	こ	と	に	し	た	。	課	題	の	抽
出	方	法	は	、	宿	直	員	一	人	勤	務	(以	下	一	人	勤	務)
に	な	る	19	:	10	～	翌	朝	07	:	30	の	中	で	、	事	務	所	を

離	れ	る	業	務	(以	下	離	席)	の	現	状	を	2	カ	月	間	か	
け	て	調	査	し	た	(別	添	資	料	①	参	照)	。	そ	の	結	果	、
19	:	10	～	21	:	30	の	遅	出	退	勤	後	か	ら	各	所	施	錠	迄	
の	時	間	と	、	06	:	30	～	07	:	10	の	各	所	開	錠	か	ら	早	
出	出	勤	ま	で	が	無	施	錠	で	、	一	人	業	務	と	な	る	時	間	
帯	で	あ	る	こ	と	が	判	明	し	た	。									
具	体	的	に	は	、	①	20	:	00	の	入	浴	終	了	後	の	浴	室		
清	掃	業	務	、	②	20	:	30	の	宿	直	室	の	清	掃	業	務	、	③	
06	:	30	の	玄	関	開	錠	後	の	散	水	と	ゴ	ミ	出	し	、	館	内	
窓	の	開	放	、	南	側	園	庭	の	散	水	業	務	の	時	間	帯	で	あ	
り	、	外	部	か	ら	の	侵	入	を	警	戒	す	べ	き	所	の	多	い	こ	
と	が	、	リ	ス	ク	増	大	の	要	因	と	し	て	挙	げ	ら	れ	る	。	
よ	っ	て	、	事	故	防	止	学	会	で	は	上	記	の	要	因	の	改		
善	策	と	し	て	、	宿	直	業	務	の	見	直	し	を	行	っ	た	(添	
付	資	料	②	参	照)	。	①	の	20	:	00	浴	室	片	付	け	は	、	入
居	者	よ	り	浴	室	湯	沸	か	し	の	機	械	音	に	対	す	る	苦	情	
が	あ	る	た	め	、	20	:	00	以	降	に	運	転	を	停	止	す	る	と	
い	う	時	間	変	更	が	で	き	な	い	こ	と	か	ら	、	20	:	00	の	
運	転	停	止	と	21	:	30	の	片	付	け	時	間	に	分	け	、	玄	関	
開	錠	中	の	事	務	所	離	席	時	間	の	短	縮	を	図	っ	た	。	②	

の	清	掃	は	、	掃	除	機	に	よ	る	清	掃	業	務	で	あ	り	、	近
隣	へ	の	騒	音	を	考	慮	す	る	と	、	こ	の	時	間	帯	以	降	に
行	う	こ	と	は	苦	情	に	繋	が	る	た	め	、	掃	除	機	で	の	清
掃	を	中	止	し	た	。	清	掃	面	積	は	大	き	く	な	い	こ	と	か
ら	、	ほ	う	き	や	ク	イ	ッ	ク	ル	ワ	イ	パ	ー	等	の	音	が	出
な	い	清	掃	方	法	に	切	り	替	え	る	こ	と	に	よ	り	、	清	掃
時	間	を	21	：	30	以	降	に	変	更	す	る	こ	と	が	で	き	た	。
③	の	館	内	窓	の	開	放	と	南	側	園	庭	の	散	水	業	務	に	つ
い	て	は	、	早	出	職	員	が	出	勤	し	た	07	：	30	以	降	に	時
間	を	変	更	す	る	こ	と	で	、	離	席	時	間	の	減	少	を	図	っ
た	。	ま	た	、	一	人	勤	務	時	間	帯	の	無	施	錠	箇	所	は	、
A	職	員	通	路	、	I	正	面	玄	関	、	E	サ	ー	ビ	ス	通	路	の
3	か	所	（	別	添	資	料	③	参	照	）	で	、	す	べ	て	を	同	時
に	警	戒	す	る	こ	と	は	困	難	で	あ	る	。	対	策	と	し	て	、
A	職	員	通	路	の	施	錠	時	間	を	20	：	00	～	07	：	30	に	、
E	サ	ー	ビ	ス	通	路	の	施	錠	時	間	を	常	時	施	錠	し	必	要
時	の	み	開	錠	に	変	更	す	る	こ	と	で	、	I	正	面	玄	関	の
み	に	警	戒	を	絞	る	こ	と	が	で	き	る	た	め	、	正	面	玄	関
が	警	戒	で	き	る	場	所	で	あ	れ	ば	事	務	所	外	で	の	業	務
を	出	来	る	よ	う	に	し	た	。										

また、散水とゴミ出しの時間は、本来予定
している時間以外で実施されていた。経緯を
たどっていくと、業務を引き継いだ際にマニ
ュアルと実際の業務において、違いのあるこ
とが判明した。これは、新任の宿直員が業務
に入る際に、口頭での伝達業務が主体となっ
てしまい、マニユアルの読み返しができてい
ないこともあり、いつのまにか作業時間が慣
例的に早くなっていたと考察される。
日常業務の中で、職員による業務の効率性
や安全性、ゲストにとっての快適さ等は、常
に注目されやすいところではあるが、施設の
防犯性という観点はそれ以上に重要で、サー
ビスを提供する職員が意識できてこそ、ゲスト
トの安心できる生活の場が実現される。
そのためには、「なぜこの方法を行っていた
のか」ということを、宿直員をはじめ全職
員に朝礼やミーティング、引継等の際に適宜
伝えていく必要があるが、機械的な読み合わ
せや伝達とならないように留意することが重

